

議案第142号

宝塚市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 改正条例案の概要

1 条例改正の経緯

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年第37号）に基づく個人情報保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）の改正に伴い、個人情報保護法の改正後の個人情報保護制度と、現行の宝塚市情報公開条例に基づく情報公開制度との均衡を確保するため、同条例の一部を改正しようとするものです。

現行の市の情報公開制度では、「個人に関する情報」に関して解釈上の疑義が生じるおそれがあるため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）における規定の表現に合わせて、宝塚市情報公開条例における「個人に関する情報」についての規定などを改正します。

2 条例改正の概要

(1) 個人に関する情報の規定改正（第7条第1項第1号）

情報公開制度と個人情報保護制度における非公開情報の範囲の整合を図るため、宝塚市情報公開条例の個人に関する情報の規定改正を行います。

(2) 行政機関等匿名加工情報、個人識別符号に関する規定の追加（第7条第1項第1号の2）

改正後の個人情報保護法において「行政機関等匿名加工情報」に関する規定が追加されたことに伴い、情報公開法において「行政機関等匿名加工情報」、「個人識別符号」が非公開情報として追加されたことを受け、同様の規定を追加します。

(3) 公務員の職務執行情報の整理（第7条第2項）

公務員の職務執行情報の規定を、第7条第1号の個人に関する情報の例外規定として整理します。

(4) その他の改正

条項ずれに伴う所要の改正を行います。